



NPO法人の申込みについて

中小企業と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担う特定非営利活動法人（NPO法人）の事業資金の調達を支援するため、融資あっせん制度を設けています。

1 制度をご利用いただけるNPO法人

以下の（１）～（５）を全て満たしているNPO法人

（１）規模要件

●従業員（雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれません）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

●資本金

規模要件なし（NPO法人には資本金の概念はありません）

- （２）杉並区内に主たる事務所の法人登記を有し、区内において同一の事業を引き続き1年以上行っていること
- （３）申込みをする日までに納付すべき代表者の住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人事業税と法人都民税）を滞納していないこと
- （４）東京信用保証協会の保証対象であること
- （５）許認可を必要とする場合は、その許認可を受けていること

2 利用できる資金種類

普通資金
短期運転資金
経営基盤強化資金
新事業展開資金
経営安定運転特例資金
災害復旧特例資金

信用保証協会の保証取扱に基づき、小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金、災害復旧特例小口資金、創業支援資金は利用できません。

3 必要添付書類

通常の添付書類に加えて、事業報告書等※が必要となります。

※事業報告書等：特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類
（東京都へ提出したことが確認できるもの）

- 「事業報告書」
- 「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」
- 「年間役員名簿」
- 「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」

資金の要件など詳しくは、「杉並区中小企業資金融資あっせん制度のご案内」リーフレットをご覧ください。

【お問い合わせ】

杉並区産業振興センター 就労・経営支援係（創業・経営相談担当）
〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階
TEL 5347-9182（直通） FAX 3392-7052